

国不建推第1号  
令和6年4月8日

建設業者団体の長 殿

不動産・建設経済局建設業課  
(公 印 省 略)

インボイス制度開始後の下請負人との取引における協議の徹底について（依頼）

標記について、国土交通省では、令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始を踏まえ、インボイス制度開始後の免税事業者との取引において、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人に対して一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない等の行為をした場合、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となりうるため、十分留意するとともに、適正な取引に努めるよう周知を図っております。

貴団体及び貴団体傘下の建設企業のご協力により、インボイス制度への理解は進んでいるものの、一方で、インボイス制度開始後に、下請負人である免税事業者との取引において、元請負人が消費税相当額を一方的に減額したとの指摘や、元請負人が課税事業者への転換を要請し、それに応じて下請負人である免税事業者が課税事業者に転換したにもかかわらず、元請負人は下請負人と協議することなく、一方的に単価を据え置いたなど、建設業法や独占禁止法上問題となりうる行為が存在するとの指摘がなされています。

つきましては、貴団体におかれては、貴会傘下の建設企業に対し、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行うとともに、元請負人自ら下請負人との協議の場を積極的に設けるなど、適切な価格交渉と価格転嫁が行われるよう改めて周知徹底を図るようお願い致します。

なお、本通知による依頼事項の周知状況や貴会傘下の建設企業の対応状況等について、モニタリング調査等を通じた実態把握を行う予定ですので、ご協力宜しくお願い申し上げます。